

東京財団研究報告書

2005-9

政策提言：締結さるべき「日ロ平和条約」の
あり方について

袴田茂樹 青山学院大学国際政治経済学部教授

東京財団研究推進部は、社会、経済、政治、国際関係等の分野における国や社会の根本に係る諸課題について問題の本質に迫り、その解決のための方策を提示するために研究プロジェクトを実施しています。

「東京財団研究報告書」は、そうした研究活動の成果をとりまとめ周知・広報（ディセミネート）することにより、広く国民や政策担当者に問いかけ、政策論議を喚起して、日本の政策研究の深化・発展に寄与するために発表するものです。

本報告書は、「日ロ平和条約の内容に関する研究」（2004年4月～2005年3月）の研究成果をまとめたものです。ただし、報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。報告書に対するご意見・ご質問は、執筆者までお寄せください。

2005年7月

東京財団 研究推進部

目次

| | |
|---|----|
| 〔Ⅰ〕 「日口平和条約」の法的性格と政治的側面..... | 1 |
| 平和条約は択捉島と国後島の日本への引渡しを確定するもの..... | 1 |
| 東京宣言が共同宣言を補完..... | 2 |
| ロシアも領土を返還している..... | 2 |
| 平和条約の前文で信頼と協力関係の構築を謳う..... | 2 |
| 領土を金銭で取引してはならない..... | 3 |
| 領土問題解決と日口協力..... | 3 |
| 〔Ⅱ〕 日本側のとるべき条約の構想..... | 3 |
| 「平和条約」は領土問題解決の基本条約..... | 3 |
| 領土主権の確定は4島一括で行政実務移行上の暫定措置..... | 4 |
| 暫定期間は2年以内..... | 5 |
| 撤退費用はロシア側が負担すべし..... | 5 |
| 帰国ロシア人の再教育には支援を..... | 6 |
| 残留露系住民の利益と希望の尊重..... | 6 |
| 四島非武装化は無責任..... | 7 |
| 経済的・社会的開発にかんする協力協定を..... | 8 |
| 新日口漁業協定の締結を..... | 8 |
| 「平和条約」は批准条項付の条約に..... | 9 |
| 付随論文（参考資料） | |
| ① 緊急提言：ロシアの戦勝60周年記念式典への小泉首相参加のジレンマにどう 対処すべきか 袴田茂樹 2005年..... | 12 |
| ② 北方四島復帰に伴う諸問題—主として露系住民の処遇について 1999年 北方領土復帰問題研究会..... | 16 |
| ③ 日口領土観の非対称性 木村 汎 2005年..... | 21 |
| ④ 日口を“血が生き生きと通う”関係とするために 木村 汎 2004年..... | 29 |

政策提言：締結さるべき「日ロ平和条約」のあり方について

東京財団「日ロ平和条約の内容に関する研究」

プロジェクト・リーダー 袴田 茂樹

東京宣言以来 10 年余を経過したが未だ日ロ両国は平和条約を締結するにはいたっていない。その間「2000 年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす」という両国首脳間の合意（1997 年のクラスノヤルスク合意）もなされ、日本側にそれなりの期待をもたせたが、これは不首尾に終わった。さりとて日露関係が、「氷河時代」に入って平和条約締結問題が凍結された、というわけでもない。その後も、これまでの諸合意を基礎として平和条約締結交渉を継続すべきことを繰り返し合意している（たとえば 2001 年のイルクーツク合意）。

プーチン大統領の時代になって、日ロ両国の平和条約交渉は、いささか足踏み状態になってしまったが、こういう状況であるからこそ、我々は、日本が締結すべき条約の内容やあり方について、じっくり考究すべきであるということで、この研究に取り組んだ。

2005 年は日魯通好条約（1855）から 150 周年であり、ポーツマス条約締結から 100 周年という記念すべき年であり、プーチン大統領の訪日による平和条約交渉の大きな進展が期待されている年である。また、来年は、日ソ共同宣言（1956）から 50 年の年にあたり、G8 サミットが初めてモスクワで開催されることになっている。日ロ平和条約に向かって、またとない時期に差し掛かっているとき、本研究は時宜を得たものと自負している。

以下は、この研究プロジェクトは参加各研究メンバーが、日ロ関係の抜本的改善を期待し、そのために北方領土の返還を実現して締結されるべき平和条約の基本原則について調査・研究・考究した成果である。

[I] 「日ロ平和条約」の法的性格と政治的側面

平和条約は択捉島と国後島の日本への引渡しを確定するもの

現在日露間で締結が予定されている「平和条約」は、国際法上の一般用語としての平和条約ないし講和条約ではなく、1956 年の「日ソ共同宣言」の 9 にいう「平和条約」である。「日ソ共同宣言」のこの条項の成立経緯からいって、「平和条約」の主題は北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）の帰属の決定であり、さらにいえば、この「平和条約」の

締結により齒舞・色丹両島の日本への“引渡し”は既に合意済み（同宣言9）である以上、この「平和条約」の内容を最も単純化していえば択捉島と国後島の日本への引渡し合意の達成にあるともいえる。結果として日本が同時に返還を求めていたのはこの四島についてであることは、1956年の日ソ交渉の経緯から明らかである。

東京宣言が共同宣言を補完

1993年に、四島の島名を列記したうえで、返還問題が未解決であることを「過去の遺産」と認め、「歴史的・法的事実に立脚」し、両国のこれまでの「合意文書および法と正義の原則」にもとづいて「平和条約を早期に締結」すべきことに合意したのが「東京宣言」である。

この2つの宣言は、前者は批准条項付の条約であり、後者は政府首脳者間の合意文書であったが、日ソ間の領土問題解決のためには、ともに重要な公式合意文書である。それは相互に無関係の合意文書というわけではなく、両者はともに「平和条約」の締結を前提としており、後者は前者の内容を補完したものと解される。

ロシアも領土を返還している

「ロシアは自国の領土は手放さない」というのは明らかに歴史の事実を反した虚言である。主要なものを例示しよう。

- ①ボルンホルム島：デンマーク領であるボルンホルム島（558 \square ）島は、第2次世界大戦でドイツが降伏した直後にソ連軍が占拠した。1946年4月、ソ連は同島を返還した。
- ②旅順・大連地区：1945年8月9日から始まったソ連軍の「満州国」侵攻にともない、遼東半島先端に位置するこの地区がソ連軍の支配下に置かれた。1952年2月、中ソ両国は「旅順口基地の無償譲渡に関する最終議定書」を締結、ソ連軍は両地区から撤退した。
- ③ボルカラ基地：1944年9月、フィンランドが降伏して以来、同基地（381 \square ）はソ連軍が占拠し、引き続き租借していたが、1955年9月、ソ連はこれを返還した。
- ④中ソ両国は、2004年9月までに両国の最後に残された国境問題を、等分の原則で解決した。
- ⑤ロシアは2005年1月に、カザフスタンとの国境問題を解決した。

平和条約の前文で信頼と協力関係の構築を謳う

しかし、ロシアには伝統的に根強い四島領有欲がある。

これを理性的に緩和させるためには、これまでの両国政府間の政治的信頼・協力関係構築の努力の実績や、相互協力にかんする将来展望についても、締結されるべき日ソ平和条約の中で特段の言及を要するだろう。そらはまた、条約前文が最適であろう。

領土を金銭で取引してはならない

時の細川・エリツイン両首脳によって署名された1993年の東京宣言において、両国は、法と正義、歴史的諸文書、・・・に基づいて4島の問題を解決すると誓約した。したがって、この問題の解決に当たっては、この3原則での解決を図るのが当然であり、いかなる金銭的取引による解決も行なってはならないことは言うまでもない。

ただ、状況によっては、経済、科学技術等の分野で、日本が何らかの協力を行なうことは妨げないが、これを平和条約の本文に入れることは世界の失笑を買うばかりであろう。

領土問題解決と日口協力

政治的実態としては、領土問題の解決と両国間の経済関係の発展、経済協力問題とは無縁のものではない。すでに日本側からの「拡大均衡」とか「重層的アプローチ」というやや“政治ムード的表現”に暗にこのことを認めてきているという経緯もある。

他方、対口経済協力が日本から一方的な形で行われる見返りとして領土返還が実現したという印象を与えると、前述のような、金銭による領土の売買という批判を浴びる惧れが大きい。東西ドイツ統合の際の例を想起されたい。この点を極力回避しようとするれば、領土と経済協力、この両者を明確に分離して別個の取り扱いとすることとし、両者を別建ての2つの条約として処理することも考えられる。しかしその場合、万一、何れか1つの条約のみが成立し、他方の条約が未成立となった場合の政治的混乱を思うと、単一の条約すなわち平和条約の中に経済的・社会的協力の原則的条項を置くのが無難ではないのか。経済的・社会的協力の具体的実施は別途の協定に譲り、この協定が平和条約中の友好的協力原則の実施協定である旨を明記すればよからう。「平和条約」本体の中に経済的・社会的協力条項をおくことは、「日ソ共同宣言」締結当時は予想されていなかったかもしれないが「平和条約」が友好的相互協力関係条項を排除しているとも解されない。

〔Ⅱ〕日本側のとるべき条約の構想

「平和条約」は領土問題解決の基本条約

日口平和条約の目的は日口関係の根本的な再構築にある。そのためには、北方四島の一括返還がたっせいされなければならない。つまり択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島を日本国の領域としての法的に確定することである。

これを政治的にいえば「四島返還の実現」による、日口関係の改善である。ただしその法的表現については、法技術的に幾通りかの工夫は可能である。要は出来るだけ簡潔に、かつ、将来いかなる解釈上の紛議も生ぜぬよう留意することが望ましい¹。

なお、これらの諸島を日本国の領域とせずに「無主権・住民混住地域」を構想する説もあるが、これは日露共同領有、国際管理地域、非国家特別区域などの構想とともにほとんど考慮に値しないものである。あえて言うならば、この種の共同統治は歴史的に成功の例が皆無

に等しく、法的にはいずれの法を適用するかあいまいとなり、また、法体系や文化、宗教、言語が大きく異なる日ロ両国民の場合は、予想できないトラブルさえ、惹起しかねない。

ロシアとの「共有地」の運命は1855年の日魯通好条約でサハリン（樺太）が

雑居地となってから、1875年の樺太千島交換条約で日本が放棄するまでの樺太や、それ以前の沿海州の歴史を想起すれば足りる。その他の構想は北方四島を南極大陸並みに考えた点に初步的な無理があろう。南極大陸ではいわゆる産業は行なわれておらず、また、相互の接触もほとんどない状況であることなど、各国の人々の滞在を容易にする要素がある。これは他の地域ではありえない条件である。北方領土を混住のちとすることは、日ロ“両国痛み分け案”としても、実現可能性は乏しいと言わざるをえない。

領土主権の確定は4島一括で行政実務移行上の暫定措置

北方四島の日本国の領有権の確立（または確認）は、平和条約発効時とすべきである。この点を後日に遷延することは認めるべきではない。「〇年間協議を継続する」の類は論外であり、「〇年後に日本領とする」も不適當である。

ただし、実務的な問題としては現地の行政機能の移管・諸施設の処理・帰国者の転居等のため、平和条約発効後もロシア側当局に限られた一定期間、必要な残務整理を認めることはやむをえまい。しかしそれは既に四島が日本の主権下にあることを前提としたうえで認めるロシア側の円滑な撤退のための暫定残務処理期間である。したがってこの「暫定期間」は、四島にたいする日露の「合同統治期間」ではない。

かつて沖縄の場合は、施政権移行の猶予期間乃至準備期間を設けるために、返還協定の発効を批准の日から二カ月後としていた。しかし沖縄の場合は、現地に日本人からなる政治機構が存在し、人々は米ドルを使用し、米国本土と同じ車両左側通行ということがあったにせよ、日本に準じる生活をしてきた。こうした点で、北方四島の場合とは事情を異にする。それゆえ、北方領土については沖縄方式に参考になる点が少ない。

むしろ、あえて言うならば、参考にすべきは小笠原諸島の返還であろう。

1968年小笠原は本土に復帰した。しかし、1945年以来そのときまで同島に居住していたのは、欧州系の人々を先祖とする者とその家族のみで、家族以外の血統的日本人が居住することができなくなっていた。この23年間は米国領として行政、教育、交通規則などすべてが米国式であり、200人足らずの島民はほとんど英語だけでの生活を継続していた。それが日本の領土として返還されて以来、当然ながら、すべてが日本の本土を規準とするものとなり、日本人旧島民、新たに移住した新島民と三重の構成となった。その結果、人口に比して多数の訴訟沙汰が起り、返還に伴う住民間の法的トラブルの最終的解決は20世紀末まで続いた。

それでも、小笠原の場合は一挙に行政権を日本に移行したので、関係者の努力もあった、相対的には完全な切り替えが比較的順調にできたといっていいたいだろう。

暫定期間は2年以内

前項の「暫定期間」には必ず期限を明示することを要する。また、その期間中ロシア側の諸業務が期限内に円滑に遂行し得るよう、日本側もできるだけ協力することが望ましい。この目的のための「政府間協議委員会」を設けてもよい。

なお、上記の「期間」については、本来は四島一律であるべきであるが、実際問題として各島で閉鎖される官公署の数、処理されるべき施設の量、帰国を希望する住民の数、人や物の輸送手段の多寡などについては各島毎に相当な格差があろう。端的に言って択捉・国後の場合は歯舞・色丹の2倍程度の時間的余裕を見込む必要はあろう（この数値は厳密な積算にもとづくものではなく、必要により現実の見直しはありうる）。

しかし、敢えてここでこの点に言及しているのは、一方では日本側としては四島返還は半世紀以上におよぶ国民的悲願であり、平和条約発効とともに日本の行政当局は施政管轄権行使のために四島およびこれに接続する排他的経済水域等に入域して業務を開始することとなろうし、一日も早い帰郷を願う元島民は、島内での生活環境の整備をまって帰郷するだろう。

他方、ロシアの旧施政当局はその関連施設の撤去、ロシア人帰国希望者の帰国業務支援、残留希望ロシア人への残留手続き支援等かなりの量の業務処理が予測される。しかし、既に平和条約が発効している以上、悠長な時を過ごすべきではない。この「暫定期間」は歯舞・色丹については1年以内、択捉・国後については2年以内で足りると考えるべきである。

なおこの「暫定期間」にかんする取決めは、平和条約の付属交換公文が適当だろう。

撤退費用はロシア側が負担すべし

在四島ロシア連邦の諸施設の撤去、ロシア連邦財産の処分、ロシア政府（含む自治体）職員およびその家族の本国への移動・転居に要するすべての費用はロシア側の負担とすべきである。ロシア側はその費用を日本にたいして請求できない。

ロシアによる日本の北方四島の占有は、そもそも第2次大戦の結果としての一方的軍事占領の継続にほかならなかった。その占領状態を当事国間の交渉を経て「平和条約」という国際合意によって締結させたことも、まさに「第2次大戦の結果」そのものであるといえる。

他方、1956年の日ソ共同宣言6では日ソ両国は「1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体および国民のそれぞれ他方の国、その団体および国民にたいするすべての請求権を、相互に、放棄する」と規定している。この規定によって日本側は、戦争の結果として、かつて四島にあった公私の家屋等の財産の喪失の補償や、日本本土への強制移住および来るべき四島への再移住にかんする費用についても対露請求権は失われていると解される。同様にロシア側についても、ロシアの四島からの撤収という事態は平和条約発効という戦争の最終結果として生じたものであり、それにかんするロシアの対日請求権はすでに放棄されている²。

但し、4島返還による平和条約締結を促進するためには、かならずしも十分には事情を知

らされずに離島に渡った現島民の処遇にあたって、日本側が何等かの善意を示すことはあっていいと考える。具体的には、一定期間在住したものについての移転費用の一部を支援することが望ましい。

本件については、経済社会協力協定を同時に締結し、その付属交換公文中で確認されるのが適当だろう。

帰国ロシア人の再教育には支援を

同様に、本国に帰還する者が帰国後に本国で再就職するための職業教育支援についてもある程度の支援を行なうことが考えられよう。1990年の東西ドイツ統一の際にもその費用負担が問題となったところであった。しかし、かつて西ドイツ側がロシアの帰国軍人再教育の負担に応じたとしても、本来、日本は西ドイツ並みにこの種の費用を負担すべき理由はない。

しかしながら、未来思考的にいえばロシアの経済的・社会的開発のためには何よりも人材育成は重要である。その育成計画の中にこれら帰国者たちの再教育計画が位置づけられ、それが単に彼らの個人的利益増進に留まらず、より広く日露間の共通利益と相互理解の増進に有益な計画であるとするならば、日本もこれへの各種の効果的支援を惜しむべきではなからう³。

この点は、経・社協力協定による両国政府間の実務的協議の主題となろう。

残留露系住民の利益と希望の尊重

「平和条約」発効後も四島残留希望の露系住民の処遇問題については既に1999年3月、北方領土復帰問題研究会（杉山茂雄座長）から、かなり詳細な「提言」が発表されている。この提言は1992年9月、両国外務省が共同して作成・刊行した「日露間領土問題の歴史にかんする共同作成資料集」の序文末尾に「日本政府も、領土問題の解決にあたり、現在これらの島々に居住しているロシア国民の人権、利益および希望を十分尊重していく意向である」と述べたことを踏まえて、この趣旨を25項目に分けて具体的に詳述したものである。その注目すべき問題点の指摘は「提言」に譲るとして、ここでは、現段階でこれに補足を要すると思われる点について付言するにとどめる。

第1は、四島に残留するロシア人に対しては一般的には日本の法令が適用される。つまり彼らは「日本国内に居住を認められた外国人」の地位が与えられることになるわけである。職業上の資格、営業上の諸権利の取得などもすべて日本法令の定めるところによる。むしろ、日本政府の国際人権規約などによる人権尊重義務履行は当然のことであるし、彼らの「利益および希望を十分尊重する」ために必要な国内措置は可能な限りとられよう。

他方、彼らも日本在住の外国人として日本法令の遵守が求められる。仮にもロシアによる四島占領時代にえた特権・利益を既得の權益と誤解して、四島内で“治外法権的地位”を要求することなきよう、慎重な行動が望まれる⁴。

四島非武装化は無責任

第2は、四島非武装化論である。この点は参考資料として添付した北方領土復帰問題研究会の「提言」には全く言及されていない。しかし、この問題については当時の議論の中で賛否両論があったことは事実であり、もっとも真剣に議論された点であったといっている。両論ともに傾聴すべき論拠が見られた。

議論の傾向は、「自衛隊や米軍の恒常的な基地は設置しない」というものであったが、今回はこれを否定する結論となった。

すなわち、以前の研究でこうした議論をする専門家の論拠は、平たく言うと「4島が返還されるのが基本で、そのためにはロシアが嫌がることは避けてもいい」というものであった。未だ、少なくともロシアの民衆には冷戦思考の残滓が色濃かった時代であり、首脳会談が頻繁に開催されるなど、四島返還にかなりの現実性が感じられる、両国の動きがあったころのことであり、これはかなり説得力のある説明であった。そして、もちろん、この事実上の非武装化は今でもロシアに歓迎されることはありうる。

しかし、21世紀となり、「9.11」後の世界情勢は大きく変化した。国際社会には「新しい脅威」、とりわけテロリズムの横行と国際秩序に容易に従わない国家の登場である。その結果、この問題を議論する背景となる世界情勢が激変した。旧ソ連諸国の中に米軍が駐留するようになり、旧ソ連圏の東欧諸国がNATOやEUに加盟する時代である。

他方、一定の、しかも、北方領土というかなり広範な地域を非武装にしておくことは、国際的にも無責任のそしりを免れなくなる恐れさえ指摘されうる。

周知のように、最近、世界各地でかなりの規模の組織的テロが横行して多くの人命が被害を受け、このため各国はテロ集団からの攻撃防止と非公然テロ集団拠点の撲滅に頭を痛めている。彼らの行動は時と所を選ばないし、その「司令塔」は現に、「9.11」を起こしたとされるアルカイダがそうであるように、警備のない山中でも孤島でもよいわけである。

度重なるテロ攻撃に苦しんできたロシア側もこのような事情はよく承知のはずだ。このように世界情勢が激変した中での平和条約交渉で、平和条約または関連条約中に「四島完全非武装化」条項ないし「四島に恒常的な基地を設置しない」条項挿入を議論するのはいかになるのか。この時期にあえて完全な「力の真空」区域を造成することの是非は明らかであろう。四島を返した場合のロシアさえも直ちに賛成できるだろうか、と思うことがある。この問題はたんなる法律問題ではなく、国家と世界の安全保障上の大きな問題である。

当研究プロジェクトとしては、4島を完全な非武装地帯としたり、恒常的防衛基地を設けないとすることは以上の理由により、日本と世界の安全保障上、無責任であると考えられる。但し、実際の防衛政策の遂行上は慎重な配慮が為されるべきであり、四島の防衛が特定の国を対象としたものではないことを明示すべきである。また、直ちに、大規模な演習場を整備したり、自衛隊や米軍の恒常的な大規模基地を設置するといったことはできるだけ避けることが望ましい。同様に、空対地攻撃演習場の設置や訓練などをしばらくは控えることや、ロシアの専門家にできる限り公開するといった配慮は必要ではないか。

経済的・社会的開発にかんする協力協定を

両国の善隣友好関係の基礎強化のための経済的・社会的開発協力はきわめて重要であるが、それは相互信頼の強化と相互利益の促進および市場原理の尊重を基礎とすることが不可欠である。

この相互協力事業は多岐にわたり、多くの専門的実務処理を必要とするだろう。このため両国は、共同してこの事業を推進する強力な合同開発委員会（仮称）を早急に発足させ、同委員会には事務局を常置する。開発協力事業の各プロジェクトはこの委員会の協議によって立案され、委員会は両国政府が合意した事業を実施・監督し、両国政府に報告するものとする等、この事業推進のための組織および手続は遅滞なく合理的に決定さるべきである。

日本からの経済協力の確約を取りつけることはロシア側の最大関心事であろう。そのため協力事業の主要枠組み、事業規模の金額の設定を求めるであろう。しかし金額の設定は協力事業の幅を固定化させる。それよりも「エネルギー資源開発と極東への輸送手段の整備」「科学技術交流の強化」「医療施設の拡充等民生の向上」「人材育成・雇用促進」等の主要諸項目を掲げ、まずは達成可能な協力事業の実施に一步を踏み出すことを考えたらどうか。

要はこの協力事業も多年にわたる両国民間の相互不信を解消し、両国の友好関係強化に寄与しようとするものではないのか。懸案の四島返還と平行して事が進められようとする意義はここにこそ見出しうる点にも留意すべきであろう。

新日口漁業協定の締結を

「日本の北方領土」といった場合、法的により正確に言えば、それは択捉・国後・色丹・歯舞の島々（陸地の部分）のみでなく、国連海洋法条約により、それらの島々の距岸 12 カイリまでは領海、200 カイリまでは排他的経済水域（EEZ）とされており、それらには日本の主権またはそれに準ずる専属的管轄権の行使が国際法上認められていることは周知のとおりである。

したがって四島が返還されればその周辺のかなり広範囲の海域も日本の管轄下におかれることになる。当面、問題はこの海域での漁業についてである。

明治時代以来、ベーリング海やオホーツク海にまで漁場を開拓して活躍してきた日本の北洋公海漁業は 1956 年のソ連のブルガーニン・ライン設定以来逐次漁場を追われ、82 年国連海洋法条約の 200 哩制度の迫打ちをうけて昔日の面影を失った。第 2 次大戦でソ連が占領した北方領土一帯の沿岸は、元来豊かな漁場であり、島民たちの大半は沿岸漁業で生計を立ててきた。彼らはその漁場に、ソ連占領後も出漁したためソ連側に拿捕されて夥しい被害をこうむってきた。日本政府の統計によれば 1946 年—2003 年の被拿捕数は、漁船 1,810 隻、漁民 15,217 人にのぼった。

こうした中で 1975 年には日ソ間漁業操業安全協定、1977 年には日ソ、ソ日の両国地先水域での漁業協定（二件の別協定）等が締結され、また、貝殻島コンブ漁については 1977 年と 1988 年に両国の民間での協定が結ばれていた。しかしこれらの諸協定の主目的

は四島海域での日本漁民の操業について、その漁区、漁期、漁種、漁船数、入漁料等を規定することによって、その創業を厳しく規制することにあつた。

平和条約締結（四島返還）とともに、これまでの四島関係日露漁業諸協定はすべて破棄されるべきである。これに代えて、国連海洋法条約を基礎とする新日ロ漁業関係協定を締結する。この中で当面緊急な課題は四島をめぐる排他的経済水域がロシア側の水域と隣接している部分の両国の境界線の線引き問題、および、同水域外での公海での漁業協力問題（既存の協定がある場合は別）などであろう。

他方、ロシア側の占拠下におかれてきた四島海域ではロシア人漁業者たちの無秩序な乱獲によって漁業資源は“既に枯渇状態に近い”模様。“これを正常な漁場に戻すためには、厳重な管理のもとでも、おそらく数年はかかる”というのが現地事情に明るい大方の漁業専門家達の観測である。これは、本論にはいささかはずれるが、四島返還後の大問題である。

これに加えて日ロ間の貿易実績上に疑問が残るのは、近年の両国の海産物輸出入問題。たとえばロシア国家統計委員会の対日海産物輸出統計で1996年～2000年の額を合計すると13万2850トン、金額（円換算）842億3892万円であつた。ところがこの同じ5年間について日本財務省のロシアからの輸入統計では103万3075トン、6727億4234万円となっている。この1：8の不思議を解く鍵が「密漁」「密輸」の2語であつたことは既に広く知られている。

海上の秩序維持のために両国が実務的な相互協力体制の維持を検討することは急務だろう。但し、四島が返還される以上、四島とその周辺海域の秩序維持の責任と権限は日本側にあることを明確にしておくべきである。

「平和条約」と新漁業協定とは無縁のものではなく、むしろ密接な関係にある。ともに四島返還問題が中心課題だからである。ただし、事柄の軽重からみて、平和条約の内容が漁業協定の内容に反映されることはあつたとしても、漁業協定が平和条約の締結に影響を与えることはあつてはならない。当然のことながら念のため。

「平和条約」は批准条項付の条約に

この条約の重要性に鑑みれば、当然のことである。

なお、平和条約とその関連諸協定等は同時締結が望ましいが、技術的な理由で締結にまどる協定がある場合は、最も重要な平和条約締結を優先さすべきである。

(了)

注

1 日ソ共同宣言では、「色丹島および歯舞群島の引き渡し」は日ソ間の「平和条約が締結された後」となっているので、平和条約では択捉・国後両島の返還のみを規定しても四島返還となるわけであるが、「締結された後」という場合、引き渡しまでの期間の定めがない。そのためこの点をめぐる紛議を生ずる恐れもあるので、平和条約で一括して四島返還を規定しておいた方が賢明であろう。

2 ソ連は嘗て第2次大戦末期の1945年5月9日にデンマーク領ボーンホルム島に上陸し、所在のドイツ軍を破って翌年4月まで11ヶ月間これを占領。デンマーク政府の要請で撤退するが、法的請求権は無いにもかかわらず、撤退時二千万クローネの駐留費を要求し、これを受取った。もっともこれはスターリン時代。第2次大戦直後のいわば混乱期に生じた数少ない悪例である。ちなみにデンマーク・ソ連間には法的な戦争状態はなく、ソ連軍は駐留要請もされていなかった。

3 実際問題として、過去において四島に駐屯していたといわれたソ連軍（地上軍・約1万人、空軍・ミグ23戦闘機30~40機）は約10年以前に事実上撤退しており、残留している軍構成員の数は極く少数、またサハリンに司令部のある四島関係の沿岸警備隊員や、1万人規模の住民を管轄する行政関係職員の数もそれほど多い数とは見受けられない。しかもこの人員中の相当数はおそらく四島残留希望者となるであろうから、実際に帰国者再教育を実施してもその対象者数はおのずから僅かとなろう。

4 この問題の検討にはノルウェー領スピッツベルゲン島のバレンツブルグ炭鉱での、ロシア企業への条約上・法律上異例の特権問題は参考となろう。また、1990年にソ連から再独立したバルト3国、とくにエストニアで、嘗て支配者であった残留ロシア人の処遇をめぐって発生していた事態も研究に価しよう。

この研究の実施ならびに提言の作成にあたっては、わが国における国際法の泰斗でいらっしゃる杉山茂法政大学名誉教授に特段のご協力をいただきました。ここにしるして深甚なる謝意を表する次第であります。

付随論文（参考資料）

以上の政策提言の参考資料として、下記の4論文を添付する。

- ① 緊急提言：ロシアの戦勝60周年記念式典への小泉首相参加のジレンマにどう対処すべきか 袴田茂樹 2005年
- ② 北方四島復帰に伴う諸問題—主として露系住民の処遇について 1999年 北方領土復帰問題研究会
- ③ 日ロ領土観の非対称性 木村汎 2005年
- ④ 日ロを“血が生き生きと通う”関係とするために 木村汎 2004年

東京財団「日ロ平和条約の内容に関する研究」

プロジェクト・メンバー

| | | |
|----------|------|-------------------------|
| リーダー | 袴田茂樹 | 青山学院大学国際政治経済学部教授 |
| メンバー | 佐瀬昌盛 | 拓殖大学海外事情研究教授 |
| | 木村 汎 | 拓殖大学海外事情研究教授 |
| | 斎藤元秀 | 杏林大学総合政策学部教授 |
| | 田中義具 | (社) 小さな親切運動代表、元駐ハンガリー大使 |
| | 兵藤長雄 | 東京経済大学教授、元外務省欧亜局長 |
| アドバイザー | 吹浦忠正 | 東京財団研究推進担当常務理事 |
| 研究アシスタント | 吉岡明子 | 東京財団リサーチ・アソシエイト |

研究プロジェクト内に北方領土に関する研究分科会（澤英武座長）を設け、その研究協力をいただいた。

緊急提言

ロシアの戦勝 60 周年記念式典への

小泉首相参加のジレンマにどう対処すべきか

2005 年 3 月 10 日

東京財団「日ロ平和条約の内容に関する研究」

(プロジェクト・リーダー：袴田茂樹)

緊急提言

ロシアの戦勝 60 周年記念式典への首相参加のジレンマにどう対処すべきか

2005 年 3 月 10 日

東京財団「日ロ平和条約の内容に関する研究」
(プロジェクト・リーダー：袴田茂樹)

1、首相訪露のジレンマについて

一つの観点

◆ロシアと平和条約が締結されていない日本の首相が、戦勝 60 周年を祝う（戦後の諸問題がすべてうまく解決されたことを各国と共に祝う）ために訪露するのはまったくナンセンスである。ロシアは、日本とだけ戦後処理を終えていないのであるから、日本の首相だけが欠席しても、なんら不自然ではない。

◆国家主権の問題を真剣に考える立場からすると、首相の出席は喜劇となる。ロシアは、小泉首相の記念式典参加問題を、日本が平和条約問題、主権問題を真剣勝負の立場で考えているか否かを試すリトマス紙、あるいは踏絵と見ている。

◆首相が欠席することは、領土問題解決と平和条約締結の不可欠性をロシアの首脳と国民に強くアピールし痛感させる絶好の機会となる。

◆首相が欠席すると、ロシアは表面的には日本を批判し反発もするだろうが、内心は主権問題に対する日本の真剣な態度、筋をきちんと通す態度に敬意を抱く。日本を、侮れない国と再認識する。

◆エストニア、リトアニアといった小国ではなく、日本の首相が欠席することは、ロシアにとって痛烈な外交的打撃になる。ロシアは内心それを強く恐れており、首相の参加を強く望んでいる。

もうひとつの観点

◆首相の欠席は、最近すこし冷却している日露関係を、さらに冷却させる。

◆経済的、国際戦略的観点からみても、現在日露関係をこれ以上冷却させることはわが国の国益的観点から見て得策ではない。

◆プーチン大統領と小泉首相の信頼関係樹立が不可能となる。そのため、平和条約問題の解決が一時的ではあれいっそう困難になる。

◆日本の首相が筋論から考えても参加しにくい立場にあるからこそ、首相が参加することは、プーチンにとって大きな喜びとなる。それゆえ、小泉首相との個人的な信頼関係樹立の再構築が可能となり、平和条約問題を前進させることが可能となる。(ただ、首相がメンツを捨てて馳せ参じると、ロシア外交の勝利とみて大いに喜ぶが、内心は日本を見下すようになる危険性も大きい。)

◆対外政策の大局的な観点から見て、この際、筋論やメンツにこだわるべきではない。

2、ジレンマにどう対処するか

◆双方のメンツを保ち、双方の利益になるアプローチが必要。

◆本来であれば、5月以前にプーチンの訪日を実現させるべきであったが、今では時期的に不可能。

◆譲歩案として、5月の60周年記念日の前に、ロシア側が大統領訪日について具体的に約束するなら、(日露の全般的な協力関係発展と平和条約問題の解決に向けて話し合うためにいつ訪日する、と約束するなら)、小泉首相が記念式典に参加するという意思を非公式に伝える。これが双方にとって利益となり、最も望ましい形であるということは、ロシア側にも理解できる。

◆訪日の約束もないのに、(対日)戦勝記念式典に参加するのは、余りにも卑屈で屈辱外交だとの批判が国内に生じるのは確実である。

◆そのためには、最近のプーチン大統領およびロシア首脳の平和条約問題に関する発言や中露の領土問題解決に、日本政府として大いに注目しており、一定の肯定的評価を与えていることをきちんと伝える。

※このことがロシア側に充分伝わっておらず、誤解と不信を生んでいる。

◆また、日本が領土問題に関して、硬直した原則論だけで臨んでいるのではないこと、現段階では、「日ソ共同宣言」と「東京宣言」にしたがって、4島の帰属問題を真剣に交渉するという意思を両国が確認し、結論はすぐに出せなくても、交渉のための枠組みがきちんとできれば前進とみなすということを非公式に伝える。

※このことも、充分伝わっていないので、日本は原則論しか述べないという誤解を生んでいる。

◆平和条約交渉は、実質的には、国後、択捉の帰属問題の交渉であるが、この2島の交渉というイメージになるとロシア側は国内的に対応が困難となるので、表面的には両国が合意した「東京宣言」の誠実な実行という表現に留める。

◆平和条約問題の解決にあたっては、最終的には双方が何らかの譲歩をする政治的な決断が必要であることを日本側も十分理解していることを、非公式に伝える。

◆以上のことを確実に、権威をもって（首相の合意があることが解るように）、そして非公式に（双方の国家のメンツと筋論に関わる問題なので、できるだけ内密に行うことが重要）伝える方法を早急に考え実行する。

以上

北方四島復帰に伴う諸問題

－主として露系住民の処遇について

平成11年3月17日
北方領土復帰問題研究会

この報告書は、日露関係や領土問題に関わる民間の学者・専門家から成る北方領土復帰問題研究会（議長＝杉山茂雄法政大学名誉教授）が、「北方四島復帰に伴う諸問題」について討議した結果の要旨をとりまとめたものである。研究会は、平成3年12月の第1回会議から平成11年3月まで、通算44回開催された。当研究会は、関係方面の意見を徴しながら、日露平和条約の締結によって北方領土が日本に復帰した暁、現在これらの諸島に居住しているロシア国民の人権、利益及び希望が十分尊重され、且つ、実際に混住することになる日本国民と相携えて、共に輝かしい21世紀への展望をいかに開き得るかを検討した。我々はこれによって世界の領土問題解決の範となることを希求し、この研究成果が十分活用されることを期待する。

[混住の在り方について]

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島（以下、「北方四島」という。）が我が国に復帰した場合の対応は、以下の三つの基本的な原則に準拠すべきであると考える。

第一は、北方四島の日本復帰（以下「復帰」という。）に際し、それまで北方四島に定住していたロシア住民のうち、一定期間以上の定住者については、希望すれば原則として、ロシア国籍のまま家族ともども日本の永住権が認められるべきこと。

第二は、復帰にあたって、帰国を希望するロシア国民には、そのための相応の支援が得られるべきこと。

第三は、北方四島の開発に当たっては、自然環境の保全が最大限に考慮されるべきこと。

以上の原則に従い、復帰後も引き続き北方四島に居住を希望するロシア国民（以下、「露系住民」という。）は、①その人権が尊重され、②原則として、これまでの生活基盤が保全されるだけでなく、各種の便宜が供与され、③日本のいずれの地域に居住し、就学し、いずれの職業をも選択する自由が保障される。さらに、④日露両国民の混住に際して生じうる予想しえないトラブルについても、露系住民の利益が不当に害されないための措置が講じられる。

具体的には以下の施策を実施する。

[法制上の問題について]

1. 残留できる露系住民

北方四島の復帰を明記した平和条約署名の時点までに、継続して一定期間北方四島に居住していた露系住民は、復帰後、希望すれば、日本での永住権が付与される。

また、復帰後、5年以上日本に居住した露系住民は、希望すれば、個別に審査を受け、日本国籍を取得することができる。

2. 従来に住居

露系住民は、原則として従来に住居に継続して住むことができる。ただし、当該居住地が公共の計画の実施に支障ある場合等は、移転を余儀なくされることがある。移転に要する費用は、補償される。移転先の住宅は、旧来の居住条件を下回らない基準の代替住宅となる。

日本人によって新たに建設される公的建造物や個人住宅などは、できるだけ露系住民の居住環境の尊重に配慮して建設するものとする。

3. 居住地・職業の選択

露系住民は、本人の希望により、日本全土のどこにでも居住し、就学し、職業を自由に選択することができる。

4. 住民組織

行政の円滑な運営や実施にあたり、露系住民の意向を施策に反映させるため、露系住民による住民組織の育成を図り、その自主的活動に便宜を与える。

また、島内の生活上の諸問題を話し合い、各種の諮問に答えるため、露系住民の代表を加えた協議機関を設置する。

5. 出国及び再入国

露系住民の自由な出国（ロシア本土への渡航など）および日本への再入国手続きは、他の在日外国人と同様、速やかに行われる。

6. 司法上の配慮

復帰後は、主要な法令の露文訳の配布などにより、露系住民への日本の法律の普及に努める。また、裁判などにおいて露系住民が不当に利益を害されないよう、露系住民の専門家の協力を求め、警察行政や裁判の円滑化に努める。

[生活及び経済活動上の問題について]

7. 生活資金の援助

露系住民には、復帰に伴う経済変動から生ずる急激な生活上の困難を緩和し、且つ、これまでの生活レベルの維持・向上を図るため、必要により一時金（無税）を支給し、事情によっては、さらに無利子や低利による特別の融資を行う制度を考慮する。

8. 保有通貨の両替

ロシアは現在、ルーブルを簡単に米ドル等外貨に交換できるようになっているので、日本円を取得するための特別のレートに設定は行わない。

9. 公共機関等への採用

島内の治安の維持、消防機能の確保、郵便配達等、公的な住民サービスを円滑に行うため、一定数の露系住民が継続的に雇用される。ロシア語での行政相談や、ロシア語での書類提出等も10年程度の期限付で認められる。

10. ロシア企業への支援

北方四島に所在するロシアの国有企業は、日本政府に移管されるが、ロシア人の役職員は優先的に再雇用される。

復帰後も引き続き事業活動を行う私企業については、当分の間、税制上の特別優遇措置を講じ、企業の近代化に要する資金について、長期低利の融資等特別の保護が与えられる。

復帰に際して撤退する企業については、機材の撤去等に伴う費用を支援する。

北方四島に進出し、この地域の振興に寄与すると認められる日本企業も、一定期間、税制上の特別優遇措置を受けることが出来る。

11. 公共施設と宗教施設

公共施設は、無償で日本側に引き渡されるものとする。

宗教施設の継続的な維持・運営は尊重される。

12. 漁業権と鉱業権

四島周辺における漁業は、その安定的発展を図るために必要な規制を受け、資源の保護・育成が図られる。また、露系漁民の要望と利益にも配慮しながら、新たな漁業権の設定が図られる。

鉱業権は新たに設定される。

13. 日本の商業制度や慣行の普及

露系住民が日本の商業制度への不慣れにより不利益を被ることがないようにするため、日本の商業制度やさまざまな慣行を学ぶ機会を整える。

14. 教 育

露系住民の学校は、原則として存続され、支援を受ける。
露系住民は、希望により、日本の学校に入学できる。

15. 免許と資格

露系住民の所有する医師、看護婦等、保健・医療に従事するための資格は、一定の講習受講後これを引き続き有効と認める。ただし、この資格は北方四島でのみ通用するものとする。

医療関係以外の教員、保母、理髪、美容、調理、栄養、操船、車両運転、重機操作、電話工事技術、溶接技術、銃砲刀剣の所持、危険物処理等に関するロシアの資格を保有する者は、ロシア語による講習の受講など一定の条件のもとで、新たに日本の資格を得ることができる。

16. 日本語教育

希望する露系住民のため、一定期間、四島において、無料の日本語教育を実施する。

17. 年金と保険

露系住民は、日本の公的年金制度である国民年金制度や健康保険に加入し、老後や疾病時に備える。

18. 住宅サービスと公共施設

露系住民の生活上の便宜を図り、可及的速やかに公共サービスが受けられるよう、登録や登記等の行政事務を早急に遂行し、一定期間、課税上の特別の優遇措置が受けられるようにする。また、社会福祉施設など公共施設の拡充・整備を実施する。

19. 交 通

露系住民が現に使用している自動車には復帰2年後に日本の車検制度を適用する。車輛の左側通行は、復帰後、可及的速やかに実施する。

20. 通 信

復帰後、少なくとも10年間、四島内ではロシア文字による郵便の取扱いを行う。電話料金は補助によって格安となる。ロシア語による放送は、維持・継続される。

21. トラブルの処理

日露両国民間に、日常生活上の予想しえないトラブルが発生する場合に備え、露系住民の生活感情に配慮した形の相談・調停機関を設置し、関係者が不当に利益を害されることのないよう取り計らう。

〔行政上の帰属と位置付けについて〕

22. 北方四島の行政上の帰属

北方四島の復帰に伴う日本側の対応や地域行政は、当面は、根室市に設置される総合事務局及び各島に設けられる同事務局の出先機関で行なう。四島の行政上の帰属は、可及的速やかに決定される必要がある。

〔ロシア国内への移住希望者について〕

23. ロシア国内への移住希望者への支援

露系住民でロシア国内への移住を希望する者に対する支援については本来、ロシア側において行なわれるべきものであるが、ロシア側から要請がある場合は、日本政府としても、人道的見地から、ある程度これに応えるものとする。

すなわち、露系住民で、復帰後一定期間の居住地選択猶予期間終了後1年以内までにロシアへの移住を希望する者には、一定額の転居費用を支給する。また、その際、北方四島からコルサコフ又はホルムスクまでの引揚船を日本側が用意し、日本側の運賃負担により、車輛等重量無制限の生活用品の輸送が認められる。

工場、企業等の移転については、実態調査実施後、別途協議して決定する。

本国に帰還した露系住民の墓参には、特別の便宜が与えられる。

〔環境保全と自然研究について〕

24. 環境保全

北方四島の豊かな自然環境を保全しながら秩序ある発展を進めていくために、企業等による無秩序な開発は規制を受ける。

豊かな原生林を始めとする多様な動植物の保護については、最大限の配慮がなされ、既に始まった自然観測の専門家交流などを発展させ、復帰以前においても、日露両国の専門家による実態調査を実施する等により、一層の環境保全を図ることが望まれる。

25. 自然研究

北方四島が我が国の北端に位置し、かつ事実上東端でもあるという地理的要件に鑑み、復帰後の四島内には、気象観測所を始め、地学、地震、地球環境、海洋などの自然科学に関する研究施設を設置し、次第に多様な研究施設に拡大し、将来は、先端科学に関する世界的研究所の創設等の構想が考えられる。

以 上

「日露間の領土観の非対称性」

木 村 汎

拓殖大学海外事情研究所教授

本ペーパーは、2005年1月27-28日東京で開催の第1回「日露専門家対話」会議での報告のために執筆された。著者の許可なしに引用不可。

2004年14日、15日におこなわれたセルゲイ・ラブロフ外相とウラジーミル・プーチン大統領の「日ロ共同宣言」(1956年)重視の発言は、日本の主張と真っ向から矛盾し、対立する。もちろん、これらの発言は、日本にむけて正式におこなわれたものではない。もっぱらロシア国内向けの発言ととれないこともない。しかし、約1ヵ月後の12月23日、内外の記者団との会見中での共同通信社の松島記者にたいするプーチン大統領の発言は、上記の発言と全く同一主旨のものであった。また、ラブロフ、プーチン発言がなされた後、ロシア議会、アレクサンドル・ロシュコフ駐日大使、ロシアのマスメディアも、上記のロシア最高首脳の発言が決定的に重要である、との立場をとっている。

ロシア外交の最高決定者二人の発言の内容をひとことで要約すると、日本にたいして係争中の四島のうち二島しか返還する意志はないというものである。これは、プーチン大統領が日本に向かい従来のかつてのこと(たとえば、2000年9月の初公式訪日時森前首相との声明、2001年3月のNHKとのインタビューやイルクーツク声明)と、まったく一致する。

この“二島返還”の主張を現ロシア政府の公式の立場とみなすとしよう。とするならば、それは重大な誤りを犯し、とうてい日本側がうけいれないものといわざるをえない。今回の会議の参加者、たとえばノダリ・シモニア、ゲオルギー・クナーゼ氏らにとっては自明であり、かつ自らが部分的には承認さえしていることを、なぜ今さら私から再度聞かされるのかとの感じももたれるであろう。だが、ロシア人の大多数が依然として日本に二島以上の島を返還することに反対と聞く。その意味で、筆者個人の従来からの考え方を、以下敢えて繰り返すことにしたい。

1. 占有権と所有権の未分離

ロシア人のなかには、占有権と所有権の二つの概念を区別しないどころか、前者 イコール
＝
後者と受けとる者すら多い。

「占有権」はモノや土地の事実上の支配、「所有権」は法律上の支配である。ローマ法では、前者を *possessio*、後者を *dominium* と名づけて区別した。ローマ法を継承するヨーロッパ諸国の法、そしてそれを採用した明治以来の日本の法律は、これら二つのコンセプトを明確に峻別する。これらの両概念の区別なしには、資本主義の成立も実際の運営もありえない。また「経営者革命」(*managerial revolution*)でバーナムが強調しているように、モノや資本の所有と支配の分離なしには、現代の市場経済の発達はありえない。

ところが、地理的にヨーロッパの奥座敷に位置するロシアは、ラテン法を継承せず、ビザンチン文明の影響を受け入れ、独自のスラブ法を発達させた。そのような法的伝統のゆえに、未だに物理的占有が法律上の名義の所有権を導くという考え方が、一部のロシア人には根深く残っている。ロシア生まれのウラジーミル・ヴァイドレ(パリ大学教授)の著書『ロシア――欠けているものと在るもの――』によると、ロシア人にとっては、モノを事実上利用し

ていること自体が重要なことであって、モノの名義や法律上誰に属しているかはさして重要ではない。このために、ロシア人のあいだでは、モノを「貸す」ことは、往々にして事実上「与える」ことを意味しさえするという¹。たとえば、借用（レンタル）の習慣は、現ロシアにおいても発達していないようである。私個人は、モスクワ市内の DVD の売買をおこなっている「ガルブーシカ」店の繁盛ぶりを見るにつけ、ロシアではなぜ DVD がレンタルされずに売買されるのか、いつも不思議に思っている。

上にのべた占有権と所有権の未分離と関連する考え方として、ロシア人の一部には戦争の勝者は敗者にたいして何をしてしても許されるという考えが、なお根強い。

たしかに、第二次大戦終了前後までは、そのような考え方が一般的ではあった。たとえば、第一次大戦の勝者であるフランスやイギリスらの諸列強は敗者ドイツにたいして、領土の割譲や過大な賠償金の取立てなどの苛酷な請求をつきつけた。そのことによって、ドイツ人のルサンチマン（怨念）は高まり、ヒトラーの巧みな煽動も手伝って、ドイツは再び第二次大戦を惹き起こすこととなった。つまり、武力による領土の奪い合いは悪循環を導きがちなのである。そのような悪循環を避けるためには、どうすればよいか。

それは戦勝国は、勝利した事実による心理的満足だけに止めて、《敗戦国にたいして領土や賠償金を求めない》という自己抑制を利かすことである。この考え方が結実したのが、大西洋憲章（1941）の「領土不拡大」の原則である。同憲章は曰く、「両国（米・英）は、領土的その他の増大を求めず、両国は関係国民の自由に表明する希望と一致しない領土の変更がおこなわれることを欲せず。」ソ連邦は、その 1941 年 9 月 24 日の宣言で大西洋憲章への参加を表明し、同宣言中の主要諸原則に同意した。また、カイロ宣言も曰く、「三大同盟国（米・英・中）は、自国のためになんらの利得も要求しない。また、領土拡大のなんらの念も有しない。日本国は暴力および貪欲により日本国が略取した一切の地域より駆逐される。」ポツダム宣言は曰く、「カイロ宣言の条項は履行せらるべし。」

ソ連邦の継承国であるロシア連邦は、国際法遵守の立場をとっている。そしてもちろん、『日口領土問題の歴史に関する共同作成資料集』（日本国外務省・ロシア連邦外務省）は、日口両国が遵守すべき条約や協定 42 点のなかに、大西洋憲章、カイロ宣言、ポツダム宣言を含めている。ところが、このような事情にうといロシア人がいないことはない。たとえば、ドミトリー・ロゴジン（下院議員、「祖国」党首）は、のべる。「戦争に敗れた国は、平和条約や固有の主権の条件についてとやかくいうことはできない」²。「国後、択捉、色丹、歯舞は、流血の戦闘の結果、ロシア領となった」ものであり、「すべてのロシアの官吏は、ロシアのいかなる領土も、他国に譲り渡さないとの原則を肝に銘じるべきである」³。

¹ Vladimir Weidle, *Russia: Absent and Present* (New York: Vintage Books, 1961), pp.211-12, p.154.

² *Независимая Газета*, 2004.11.16.

³ *Japan Economic Newswire*, 2004.11.15.

2. バザール商法 vs 正札商法

もうひとつ、ロシア人と日本人の間には、その思考ないし行動様式にかんして、著しく違う点がある。それは、交渉法についてみられる差異である。

ロシア式交渉法は、最初に高値をふっかけて、相手側の様子をうかがう。相手の強い姿勢に直面するや、次第に値段を下げてゆく。つまり、ロシア人は、交渉の最初の段階では、最終的な落としどころをけって明らかにしようとしなない。相手方の反応を探るために様々な駆け引きをおこなう。最終的には「折半 (popolam) しよう」ともちかける。その折半によっても、ロシア側は十分儲ける結果となる。商取引でいうと、予め値段を表示することなく、価格を相手方とのバーゲニングによって決めようとする。このようなやり方を“バザール商法”と名づける。私は 2004 年 10 月の訪口のさい訪れたモスクワの魚介類、野菜、果物の市場でこれらの商品に一切値段がつけられていないのを目の当たりにした。

他方、「時はカネなり」を信奉する数多くの現代資本主義諸国においては、そのようなバーゲニングに用いる時間やエネルギーが惜しいと人々は考える。そのために、日本の商店の多くは、欧米諸国のそれらと同様に、最初から価格を明示する。その明示価格は、もはやそれ以下でも以上でもないギリギリ決着の価格である。bottom line 価格を最初から設定するこのようなやり方を“正札商法”と名づける。

以上の“バザール商法” vs “正札商法”の違いは、国民性、商習慣の伝統、その他の違いにもとづくものであって、それにたいして優劣の価値判断を下すべきではない。ともあれ、そのような差異を日口間の領土交渉に適用すると、どうなるか？

日本人は、齒舞、色丹、国後、択捉の四島が、日本のロシアにたいする掛け値なしの要求である、と主張する。ソ連邦はサンフランシスコ講和条約に調印していないので、日本はソ連／ロシアとの間では、いわば白紙の状態から出発して領土交渉をおこないうる立場にある。南サハリンおよびクリール列島すら、その交渉対象に含めうるかもしれない。もっとも日本は、サンフランシスコ講和条約に調印したロシア以外の 48 カ国にたいしてそれらの地域を放棄済みである。そのために、そのような主張をおこなえば、それは整合性を欠くダブルスタンダードの主張となるかもしれない。ところが他方、サンフランシスコ講和条約では、日本が放棄したクリール列島とは一体どの地域までを含むのか？ このことが決定されていない。東京政府は、歴史上一度も日本以外の国の主権下に属したことのない北方四島は、日本が放棄したクリール列島には含まれないと主張して、これら四島のソ連／ロシアからの対日返還を要求している。この四島一括解決の立場は、日本が戦後 60 年間一度も揺らぐことなくとってきた、maximum にして minimum の立場である。

他方、ソ連／ロシア側は、「二島の引渡し」、「二島も引き渡さない」、「二島の引渡し」と、その立場をくるくると変化させてきた。今度の“二島返還論”も、日本にたいする最終ギリ

ギリの提案というよりも、“駄目で元々、失うものはなし”のバーゲニングの第一手とみることが充分可能である。つまり、“バザール商法”の性癖ないしは習慣をもつロシア側は、対日領土交渉においても日本が二島返還に応じるとは、最初から考えていない（ゲオルギー・クナーゼ）⁴。おそらく二島（ロシア側）と四島（日本側）の中をとり、三島までは譲る気だろう。あるいは齒舞・色丹の二島では北方四島全面積の7%、国後島を加えての三島でも37%にしかならないのだから、厳密な折半では択捉島の一部も日本領となる。ごく最近の対中国境画定交渉の「フィフティー・フィフティー」の時にそうしたように、ロシア側は、係争全面積を二分する気なのかもしれない。

3. 非妥協 vs 妥協

交渉に妥協は不可欠である。それにもかかわらず、日本側はなんら一切の妥協の姿勢もしめさない。——こうのべて、ロシア人のなかには、日本側を批判する声がある。たとえばロシュコフ大使は、『北海道新聞』とのインタビュー中でのべた。「国際間の交渉では互いに折れ合うのが原則なのに、日本側からは何の歩み寄りもみられない」⁵。しかし、日本側としては、ロシアこそ妥協を一切おこなう姿勢をみせないと考える。ソ連側の立場は1956年から今日にいたるまでの50年間、齒舞・色丹の“二島返還”論から一歩も前進していないからである。

他方、日本側は“四島返還”の立場こそ不変であるものの、その他では数々の譲歩や妥協案を提出してきている。たとえば、日本が南サハリンとクリール列島を放棄したことを明示するために、自ら進んでユジノサハリンスク（旧豊原）に日本領事館を開設した。また、領土問題を日口関係のその他の分野の改善や発展の「入り口」とする「政経不可分」原則を改めた。現在では「日露行動計画」を自ら提案し、「領土問題を解決しての平和条約交渉」を、「国際舞台」、「貿易・経済」、「防衛・治安」、「文化」分野での交流・進展などと並行して推進してゆくの方針を明らかにしている。さらに四島の日本への帰属さえロシア側が承認すれば、その実際の返還の時期、条件、態様については日本側は柔軟に対処するとの提案もおこなっている。このような数々の譲歩を提案している事実をことさら無視して、駐日ロシア大使が次のようにのべるのは遺憾である。「ロシア側は、交渉を前進させるために一歩を踏み出した。（他方、日本側は）旧来の主張を繰り返すばかりで、何ら歩み寄ろうとはしない」⁶。

⁴ *Время новостей*, 2004.11.16.

⁵ 『北海道新聞』, 2004.11.28.

⁶ 同上

4. 「共同宣言」 vs 「東京宣言」

現在、ロシアと日本とのあいだで具体的に対立している点として重要なのは、日ロ国境画定交渉において両当事国が依拠すべきと考える法律文書の違いである。思い切って単純化していえば、「日ソ共同宣言」(1956)と「東京宣言」(1993)の二つの文書にたいする評価にみられる大きな差異である。

ロシア側は「共同宣言」一本槍——こう言って差し支えない立場を説く。たとえば、この小稿でもっぱら問題にしているラブロフ外相、プーチン大統領の発言中においては、現ロシアが1956年の「共同宣言」を遵守する立場が、勿体つけて強調される一方、1993年の「東京宣言」については只の一言の言及もなされていない。これは、アンフェアと評さざるをえない。

クレムリンの意図は、「共同宣言」を重視して、「東京宣言」を無視する立場を内外にアピールする狙いのようなものである⁷。ロシア両首脳は、「共同宣言」が、日ソ両国の首脳によって調印されたばかりでなく、両国の議会によって批准された事実を、ことさら強調する。プーチン大統領は、松島記者にたいする回答のなかで、自分が「法律の基礎教育を受けた者」であ

ユリスト

ることを強調した。初訪日(2000年9月)のさい、「私は法律家である」と豪語したのと、同一の論法である。その時同大統領は、「2000年までの平和条約締結に全力を尽くそう」とのエリツィン＝橋本両首脳の合意の法律的効力を過少評価する狙いで、自分がけっして法律に疎い人物でないことを想起させたのだった。

たしかに形式論理からいえば、「共同宣言」のほうが「東京宣言」に比べ文書としては高い地位を占めている。「東京宣言」は日ロ両首脳によって調印されたものの、日ロ両国の議会によっては批准されていないからである。しかし、「共同宣言」のみを強調する一方、「東京宣言」を軽視するプーチン大統領の姿勢は、法律上の観点からも正しくない。少なくとも次の三点を意図的に看過している。

第1に、プーチン大統領自身が、これまで「東京宣言」の有効性を確認していること。たとえば、森前首相、小泉首相との会談中や会談後の共同コミュニケのなかで、共同宣言と並んで「東京宣言」遵守の立場を宣言している。

第2に、「東京宣言」は、「共同宣言」より後の時点でなされた合意である。法律の世界では、《後法が先法に勝る》との考え方がある。つまり、後に制定・合意された条約や協定は、先に制定・合意されたそれらよりも尊重される。もっとも、前者が後者の効力を否定するというのではない。だが両者は、少なくとも両立するはずである。

題3に、「共同宣言」はソビエト時代、「東京宣言」は新生ロシアとなってからの条約である。ロシアはソ連邦の継承国家であるから、現政権がフルシチョフ政権時に結んだ「共同宣

⁷ 『産経新聞』, 2004.11.18.

言」を遵守する。――このように説明するクレムリン外交首脳は、一見殊勝な態度に響く。しかし、現ロシアは70年間のソビエト時代を否定し、同体制を打破した結果として誕生した体制のはずである。そのような存在としてのロシアが、旧ソビエト時代の「共同宣言」を後生大事に尊重する一方、新生ロシアとなつてからの日本との合意である「東京宣言」を軽視する態度には、便宜主義の匂いを感じる(佐瀬昌盛)。細田博之官房長官が、「共同宣言」で日口間の領土問題の決着を図ろうとするラブロフ、プーチン両氏の姿勢を批判して、のべた。「いったん進んだものが、後ろへ戻るようなことは適当ではない」⁸。

5. 合致点

以上、日口国境線画定交渉の進展を阻んでいる日口間における非対称性を4点ばかり紹介した。最後に、日口間には見解の一致点(対称性)も少なくないことを指摘しなければフェアではないであろう。たとえば、以下のような点について日口両国が合意している事実である。

(1) 日本とロシアは、戦後60年も経過するのに、両国間で国境線が確定されていず、平和条約が存在しない。そのために両国は潜在力を十分に生かし、両国間に「血が生き生きと通う」(polnokrovnoe) 関係となっていない。両国に突き刺さった4つの小さな棘をとりのぞくことが不可欠であること。(2) 領土問題の解決にあたっては、武力に訴えるべきでないことは改めていうまでもない。あくまで平和的方法、すなわち“法と正義”の原則にしたがって解決すべきである。より具体的には、『日口間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』に収録された42点の条約、協定、その他の文書を基礎として解決すべきこと。(3) 交渉はゼロ・サム・ゲームであってはならず、領土の他に経済、安保、文化の諸分野での協力や援助を含む包括的なパッケージ取引の形で解決できること。つまり「日露行動計画」の実践である。

交渉学の現代の国際的権威の一人である I. William Zartman (ジョーンズ・ホプキンス大学教授)によれば、交渉過程は3つの段階(phases)に分けられるという。①「診断」。すなわち、交渉をはじめるか否かの判断をおこなう段階である。②交渉の定則(フォーミュラ)の発見、形成、合意のステージ。③細部(ディテール)の詰め時期⁹。この三段階を日口国境画定交渉に当てはめるとどうなるか? 完全とはいえないまでも、同交渉が現在第②段階に入っていることは、ほぼたしかであろう。今度のロシア外交首脳の発言も、かならずしも日本の外交首脳と向き合つての真剣な公式的な交渉における最終的提案ではなく、おそらく本格的交渉を有利にするための事前のジャブの1つにすぎないであろう。

⁸ 『読売新聞』, 2004.11.19.

⁹ I. William Zartman and Macreen R. Berman, *The Practical Negotiator* (New Haven: Yale University Press, 1982), pp.42-202.

本節（５）でのべた意味で、私個人は日ロ国境画定交渉の今後に楽天的な見通しを抱いている。日ロ両国がより大きな利害のために自己の欲求を一部修正することは現実的かつ賢明なことである。日ロ両国民はそのような必要に目覚めないほど愚かな国民ではないと、私は信じている。■

「日口を“血が生き生きと通う”関係とするために」

木 村 汎

(拓殖大学海外事情研究所教授)

Ⅰ. 日口関係の現状

日口両国の現首脳は、互いにケミストリー（波長、肌合い）がうまく合うらしい。じじつ、小泉純一郎首相とウラジーミル・プーチン大統領の間の親交は、会合を重ねるごとに深まってきている。

両首脳は、国際会議への参加を利用して、過去 5 回も非公式会談を重ねている。03 年 1 月の小泉首相の公式訪口のさいには、プーチン大統領は小泉首相をクレムリン内の自己の居室へわざわざ招き入れ、約 1 時間半にもわたって和やかに談笑した。また、03 年 5 月末の同首相のサンクトペテルブルク訪問のさいには、プーチン大統領は、日本の首相とのあいだで柔道を見学しつつ、非公式会談をおこなった。05 年はじめには、プーチン大統領の第 2 回目の公式訪日が予定されている。

日口間では、最高首脳間で良好な関係が存在するばかりではない。両政府間でそれぞれ重要な地位を占める人々のあいだにおいても、同様に友好的な交流がほぼ定期的におこなわれている。たとえば、川口順子前外相は、イーゴリ・イワノフ前外相、セルゲイ・ラブロフ現外相としばしば面会した。日本の防衛庁長官とセルゲイ・イワノフ国防相も、緊密な接触をたもっている。石破前長官は 03 年 1 月モスクワを訪問、イワノフ国防相は 03 年 4 月東京を訪れた。日口間の「安保対話・防衛協力」プログラムの順調な実施と拡張は、特筆に値する。ロシア海軍太平洋艦隊が極東ナホトカ沖で 03 年 8 月 18 日から 27 日まで実施した演習に、米、中、カナダ、韓国、北朝鮮などとともに、日本の海上自衛隊がオブザーバーとして参加した。このようなことは、冷戦中はもちろんのこと、数年前にはおよそ考えなかったことである。

日口関係は、スムーズに進展しているかのように見える。アレクサンドル・パノフ前駐日ロシア大使にいたっては、つぎのようにのべさえた。「現在、日口関係には、領土問題をめぐる対立を除くと、何ひとつ深刻な問題はない。今日ほど、日口関係が良好な時期はついでこれまでなかった。」パノフ氏がその身分や職務上このようにのべるのは、至極尤もなことである。どの国へ派遣された大使であれ、自国と赴任先との関係が己の在任期に良好でないとのべる者は、少ないからである。（良好でないとのべると、「では一体お前は何をしているのか」と問われ、良好でない責任が少なくとも部分的には大使のせいということにさえない

りかねない。) 駐日大使が自画自賛のコメントを口にしがちな傾向を横において、日口関係の現実を客観的に眺めてみよう。すると残念なことに、日口関係全体がかならずしもバラ色一色のものではないことが、判明する。

現在の日口関係は、まだまだけっして満足すべき水準に達していない。このことをしめすために、ごく一〜二例をあげよう。たとえば、日口間の貿易高は約 60 億ドル。ロシアの貿易全体に占める日本の割合は、わずか 3%。日本の貿易全体に占めるロシアの割合は、わずか 0.6% である。日米貿易は約 3,000 億ドルで、25.0%。日中貿易は約 1,000 億ドルで、8.4% を占める。中口間の貿易高は約 120 億ドル。これらの数字に比べると、日口貿易のそれはあまりにも小さい。日本からロシアへの直接投資も、10 億ドルにすぎない。2002 年、日本人の海外旅行者は、年間 1600~1700 万人。そのうち、ロシア訪問者はわずか 8 万 6000 人にすぎなかった(2003 年)。東京—モスクワ間のエアフロート便は 1 日 1 便、JAL は 1 週間にわずか 1 便というのは、あまりにも淋しい。

日口間の交流がこのように低い水準に止まっても、別に困惑することはない。このように開き直る者がいるかもしれない。しかし、そのような見方はおそらく間違っていよう。コトは、たんにそれだけでは済まされえないからである。説明しよう。

II. 共通の課題

日本とロシアは、たとえばつぎに列挙するような重要ないしは深刻な問題に直面している。それらは対応の仕方ひとつを間違えると、現状レベルの日口関係すら危くする種子を孕んでいる。逆に、それらの問題を巧く乗り切りその解決に成功するばあいには、日口間協力をより高い水準へ押し上げることに貢献するかもしれない。失敗すれば、日口関係を現状に維持することすらむずかしくする。成功すれば、現在停滞中の日口関係に突破口を開く。要するに、日口両国が共通の利害をもち、積極的な協同作業を必須としている諸問題が存在する。そのような問題とは、具体的には一体何を指すのか? 私個人がそのような類の問題と考えるものを、つぎに箇条書きにしてみよう。

—中国 中国は、今後どのような発展をとげてゆくのか? これは、21 世紀における我々の最大の関心事とさえいえるだろう。約 12 億 6,580 万人を擁する中国の発展の方向、規模、スピード次第によって、おそらく全世界がポジティブあるいはネガティブな影響をうけるにちがいないからである。なかでも最大のインパクトをこうむるのは、中国とのあいだで 4,300 キロの陸上国境を共有するロシアであろう。また、中国を自国製品の一大海外製造工場とみなしている日本であろう。

—北朝鮮 イラク、イラン問題と並んで、北朝鮮にたいする対応は焦眉の急である。北朝鮮が国際社会に提起している問題は、イラク、イラン以上に深刻なものとさえいってよい。北朝鮮は、すでに NPT (核拡散防止条約) を脱退し、核兵器保有の事実を宣言し、核実験

の実施さえ予告しているからである。また、その全体主義的な政治体制は、大多数の自国民を飢餓寸前に追いつめている。もし金正日政権が崩壊し、大量の難民を近隣諸国に流出させるばあい、最大の影響をこうむるのはおそらく韓国にちがいない。だが、地理的に北朝鮮に隣接するロシア、中国、日本も、甚大な被害から免れえないであろう。ロシアは、北朝鮮との間で約 17 キロメートルの国境線を共有している。2003 年 7 月、アレクサンドル・ロシュコフ外務次官(当時)は、朝鮮半島有事の可能性を警告する発言をおこなった。同発言にうながされて、ロシア各紙は、米朝武力衝突が現実のものとなったときにロシア極東がこうむる被害についての危機感を表明した。セルゲイ・ダリキン沿海州知事は、「北朝鮮からの難民を沿海地方の人口の 10%に達するまで受け入れる可能性を検討する」と語った。沿海地方の人口は約 230 万人なので、同知事が想定した受け入れ者数は 20 万人以上となる。

一**エネルギー** 北東アジアで、エネルギー・燃料資源(石油、天然ガス、その他)を豊富に有しているのは、ロシア(シベリア、ロシア極東、サハリン)一国である。だが、その眠っている資源を実際に採掘し、運搬し、国際的市場で競争できる価格ルートへと乗せるためには、ロシア一国の力だけでは不十分である。(可能ではあっても、近い将来には実現困難であろう)。そのためには、ヒト、モノ、カネ、技術、ノウハウなどを、韓国、北朝鮮、中国、米国などの諸外国に仰ぐ必要が生じる。もしこれらすべてを一挙に提供できる国があるとすれば、それは日本であろう。

一**人口** 人口の減少は、ロシアにとり最大の頭痛の種子。プーチン大統領自身が、第 1 回目の年次教書以来率直に認め、公言してやまない点である。日本も少子化現象に悩んでいるが、ロシアと違って、平均寿命が長い(男性は、ロシア 59.9 歳、日本 78.1 歳で、18 歳以上の格差。女性は、ロシア 72.3 歳、日本 84.9 歳で、12 歳以上の格差)。人口流出は、ロシア極東でとくに顕著である(毎年、約 10 万人)。

他方、ロシアと地続きの中国では人口は増大している。国全体では、ロシア(1 億 4,530 万人)と中国(12 億 6,580 万人)との人口格差は、約 8 倍。極東では、ロシア(716 万人)と東北三省(1 億 500 万人)との格差は、約 14 倍にもものぼる。ロシア極東はこのまま放っておくと、やがて事実上中国人の手に落ちる。このような極言をのべる者さえいる。

プーチン大統領自身、2000 年 7 月、沖縄 G 8 サミット参加の直前に訪問したブラゴベシエンスク(ロシア極東の主要都市のひとつ)で、冗談まじりに(?)警告した。「近い将来、極東の発展にかんして実際の努力がなされないならば、数十年後には、ここのロシア人口は主として日本語、中国語、朝鮮語で話していることだろう。」序ながら、同大統領は、二年後の 02 年 8 月、ウラジオストクで、朝鮮南北縦貫鉄道とシベリア鉄道との連結の必要を強調するのあまり、同様の中国警戒論を口にした。「もしロシアがこの(連結)プロジェクトを推し進めなければ、ロシア極東の経済は、韓国の貨物通過サービスの潜在的利益を失うこととなる。その代わりに、通貨貨物は中国経由となる。」(傍点一木村)。

一環境 ロシアは、旧ソ連から継承した核兵器の処理を独力ではなしえない。たとえば、ソ連太平洋艦隊の主要基地であったウラジオストクの近郊では、耐用年数を過ぎて退役した核積み原子力潜水艦が解体されることなく放置されるままとになっている。同潜水艦その他の核廃棄物の処置を誤ると、日本海は放射能で汚染される危険が高い。サハリンの天然ガスや石油の開発と輸送についても、安全性が確保されなければ、野生生物の生態系などの環境や漁業資源にあたる悪影響なきにも非ず(故村上隆・北大スラブ研究センター教授の警告)。

Ⅲ. 積極的協力のメリット

日口両国のあいだには、以上のように好むと好まざるとにかかわらず、両国が互いに共同して対処せねばならない状況や問題が存在するばかりではない。いわばそのような消極的な協力の他に、もし積極的に協力すれば両国がともに大きな利益が得られる分野がある。そのような分野は、貿易を含む経済協力、シベリア・極東の開発、ツーリズムなど多岐にわたる。

日口間には、地理的的近接性のほかに、典型的な経済的相互補完関係(экономическая взаимодополняемость)ないしは経済的依存関係(экономическая взаимозависимость)が存在する。したがって、日口間の貿易高が、日中、日米レベルに近づいて何ら可笑しくない。フィオナ・ヒル/クリフォード・ガティ『シベリアの呪い』によれば、シベリアやロシア極東にとっての深刻な問題は、人口の過少ではなく、実は人口の過剰である。もしそうだとすると、中国人労働力ではなく、日本の資本、科学・技術の注入こそが、同地域のサバイバルの鍵ともいえる。ドミトリー・トレニン(カーネギー・モスクワ・センター副所長)は、英米人研究者によるこのような見解に同調するかのよりのべる。日本こそが、シベリアと極東の再建の鍵を握っている、と。やや長くなるが、同氏の言葉を引用しよう。

「私の意見によれば、シベリアと極東の近代化のための主要パートナーとして、(ロシアは)日本を当てにすべきである。日本は、ロシアのこれらの地域で、ドイツやEUがロシアの西部地域で演じた役割と似かよった役割を演じることができるだろう。日本の財政的能力、技術的リーダーシップ、地政学的位置——これらは、ロシアの東部地域の適当な『近代化のためのパートナー』の地位を、日本にあたえる。ロシアが日本との間でそのようなパートナーシップを発展させるならば、アジア全体におけるロシアの地位を強化することも可能とするだろう。」

Ⅳ. 努力不足——その原因

日本とロシアは、互に協力する必要性をもつ。そして、その協力を通じて、両国関係を改善するチャンスにも恵まれている。かつ、両国間の協力や関係改善は、たんに日口両国ばかりでなく、世界、アジア地域にとり大きなプラスとなる。このように必要性、潜在力、機会

が存在するにもかかわらず、日ロ両国はそれらに見合う努力を充分おこなっていない。

では、なぜ日ロ両国はその潜在力に釣り合った協力関係を構築していないのか？ 折角のチャンスが十分に生かされていないのは、なぜか？ 複数の理由を指摘しようだろう。

第一に、相互認識が低いこと。ロシアと日本はともに、相手側の重要性を充分高く評価しているとはいいがたい。たとえば、日本の対ロ・イメージは、つぎのようなものである。たしかに、ロシアはもはや共産主義独裁や中央指令経済の国家ではない。ロシアは民主化と市場化への転換をとげようとしている。だが、その移行の歩みは実にスローかつジグザグの歩みである。現実のロシアは法治国家にはほど遠い存在で、賄賂、汚職など非合法的な活動が横行しており、まともにつき合える存在ではない。

ロシア側に目を転じて、事情はさしてかわらない。ロシア人のあいだで日本にたいする関心は、わずかな例外（村上春樹の小説や寿司バー）をのぞくと、それほど強くない。大抵のロシア人にとっては、西欧化やヨーロッパへの統合こそが、目下のところ最大の関心事。アジアは、二の次とされている。アジアにおいても、ロシア人は、人口が多く武器輸出の最大の顧客である中国やインドを重視しがちである。軽武装で戦後復興をとげ第二の経済大国となった日本式発展モデルを参考にしようとする姿勢はほとんどみられない。このようにして、パノフ大使ものべる。「ロシア内部で、ロシアにとって日本はとても大事な国で、日本と良好な関係を保たないとロシアの存在は危ういという雰囲気は、まだありません。日本にとっても同様でしょう。」

第二に、外交リストにおける優先順位が低いこと。上にのべたような認識不足のために、日本とロシアそれぞれの外交政策において、ロシアと日本の優先順位はけっして高くない。日本とロシアは、必ずしも他を必要としない。己は他なしでも充分やってゆける。極端に言えば、両国民はそのようにさえ考えている。

第三に、総合的な戦略の欠如。おそらくこのように相手国についての不十分な認識や低い優先権のためであろう、日ロ両国はともに相手側にたいして総合戦略構築の努力を怠っている。

日本が総合的な対ロ戦略をもっているようには、とうてい思えない。日本の対ロ外交は、行き当たりばったりの提案や措置の寄せ集めのように思われる。小泉内閣による東シベリアからの石油パイプラインにかんする「太平洋ルート」提案は、その典型例。この提案は、一体、そしていつ誰によって練りあげられ、日本の対ロ政策となったのか？ おそらく、誰にもシカとは答えられないであろう。極言すれば、それはたんなる思いつき、あるいは利権から生まれたアイディアであるとの嫌疑さえ否定しえない。

ロシアに目を転じて、事態はほぼ変わらない。どうやらロシア側にも長期的、総合的な対日戦略は存在しない模様である。ロシアにとって、日本とは一体どのような存在なのか？ 長期的な視野に立つばあい、日本とはどのように付き合っゆくべきなのか？ そして、そのために現在なにをなすべきなのか？ このような問が提起され、真剣に検討された気配は感じられない。

ロシア外交にとり、グローバルな観点からは、アメリカ合衆国が第一の優先権を占める。そして当面は、ヨーロッパへの統合が最大の課題であるにはちがいない。しかしそのばあいですら、アジアや日本がまったく等閑視されて構わないとの結論にはならないだろう。ロシアの米国やヨーロッパにたいする政策が一段落するまで、アジア諸国が大人しく順番を待つとはかぎらない。そのような時期が到来した時には、時すでに遅しかもしれない。また、対米、対欧政策を成功裡に推進するためのカードとしても、ロシアはアジア一般や日本を無視しえないであろう。ロシアの米国、欧州、アジア、日本などにたいする外交政策は、それぞれの地域がもつ特殊性を考慮しつつ、総合的に形成され、同時並行的に実施される必要がある。

ロシアは、アジアでは日本をどのように位置づけるべきであろうか？ これまでロシアは中国とインドを重視してきた。たしかに両国は、兵器輸出の得意先としてロシアにとって無視しえない存在ではある。しかし、両国への武器輸出はそろそろ飽和点に達しつつある。そのことをしめす一つの動きとして、ロシアが兵器輸出先としてインドネシア、マレーシア、ベトナムなど東南アジア諸国へと関心を転じつつある事実を指摘しうるだろう。ロシアが名実共にG-8（主要国首脳会議）の正式メンバーとなった以上、ロシアは日本を欧米並みの大国としてとり扱うべきであろう。また、地続きの国——そして、人口を増大させつつある——中国は、ロシアにとり少なくとも潜在的な脅威の源でありつづける。ロシアがシベリアやロシア極東を自力で開発する能力をもたない以上、中国にたいする対抗力(カウンター・ウェイト)として、日本をこの地域にもっと積極的に引き込む努力を傾けるべきであろう。ではそのために、ロシアは具体的には何をなすべきか。

V. 平和条約締結の必要

それは、改めて説くまでもなく、ロシアは日本とのあいだで一日も早く平和条約を締結することである。国際法の説くところによれば、平和条約の締結によって戦争状態に完全なる終止符が打たれ、国家間関係がノーマルなものとなる。そればかりではない。平和条約は国家間のすべての分野での活動の基本的な枠組の設定である。平和条約の未締結——これこそが、日口間に存在する潜在力を現実化しえないでいる元凶なのである。戦後60年以上にもわたり、日口両国間に平和条約が存在しないのはアブノーマルといわねばならない。国際法が説くところによれば、平和条約は国境線の画定を含まねばならない。たしかに国境線を曖昧な形にしておく、そのことが原因となって国家間に争いが生じるであろう。

係争の領土問題を「法と正義」の原則に従って解決してはじめて、平和条約締結が可能となる。ゴルバチョフ、エリツィン、プーチンの歴代政権は、日口間に国境が未確定であることを公式に認めている。さらに、プーチン政権は、どの前政権よりも明確に歯舞・色丹の2島の対日返還は1956年の日ソ共同宣言で決定済みであることを、承認している。同政権は、東京宣言(1993)の有効性を認めているから、いまや日口両国間では国後、択捉の2島の帰属だけが対立点となっている。

もちろん、交渉には妥協が必要である。ところが、交渉法にかんして、ロシア人と日本人は対照的なのである。

ロシア側の交渉戦術は、バーゲニング戦術、すなわちはじめに相手側が受け入れられないような高値をつけて、次第に低値へ向い、最終的には、「中をとる」(по-порам)やり方である。他方、日本の交渉戦術は、最初からギリギリのボトム (bottom) ラインを提示し、あとは一切譲らない、いわば正札商法である。日本側は、すでに南樺太および18の千島列島をロシア側に引き渡すことに同意している。歯舞・色丹・国後・択捉の4島にかんしては絶対に譲れないとの立場をとっている。さらに小泉首相は4島の日本帰属が確認されれば、実際の返還は一括でなくてよいとの譲歩さえ示唆している。換言すれば、日本は、譲歩を先に行っている。次は、ロシア側が譲歩する番である。

VI. 結論

以上、日本とロシアがともに相手国にたいして長期的視野からみた総合的戦略の形成を怠っている、と私は批判してきた。もし私のそのような批判にたいする反論があるとするれば、おそらくそれは次の三点からなされる批判であろう。第一に、国際情勢が激動する今日、どの国のどのような政治指導部であれ、すべての関係諸国にたいする長期的、総合的な戦略を容易に構築しえないこと。第二に、ロシアも日本も、米国を中心として己の政策を形成し、また米国次第でその政策を変更せざるをえない事情をもつ。第三に、中国の将来が不透明で、その予想がきわめてむずかしいこと。

たしかにこれらの指摘は、的を射ている。しかし、これらの事情があるからといって、日本とロシアがそれぞれ他に対する総合的戦略の構築を怠けてよい口実とはならない。もし「国際情勢」「米国」「中国」の出方が読みにくいのなら、日ロ両国が共同してそれらを研究する場を設けることさえ考えうるし、また是非共そうすべきだろう。そのような真剣な努力をおこなわないで、「善隣」、「友好」、「対話」、「協力」などの美辞麗句を繰り返すだけでは、日ロ関係はいつまでたっても互いに「血が生き生きと通う (полнокровные) 関係」へと発展してゆかないであろう。喉に突き刺さった4つの棘をとることが不可欠かつ焦眉の急である。

東京財団研究報告書 2005-9

政策提言：締結さるべき「日ロ平和条約」のあり方について

2005年7月

著者：

袴田 茂樹

発行者：

東京財団 研究推進部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階

TEL: 03-6229-5502 FAX: 03-6229-5506

URL: <http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は、本報告書が出典であることを必ず明示して下さい。

報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。

東京財団は日本財団等競艇の収益金から出捐を得て活動を行っている財団法人です。

TKFD
THE TOKYO FOUNDATION
東京財団